

軽自動車税(種別割)の減免について

4月1日時点において、一定の要件を満たす場合、減免を受けることができます。

【対象となる軽自動車】

・身体等に障がいのある方、または障がいのある方と生計をひとしている方が所有し、障がいのある方のため(通院、通勤等)に使用される軽自動車
 ・構造が身体等に障がいのある方の利用に供するための軽自動車

・公益のため直接専用するものと認められる軽自動車

※障がい者1人につき減免可能な車両は、普通自動車、軽自動車を含め1台のみです。

【減免の対象となる障がい者】

1. 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
2. 身体障害者手帳の交付を受けており、障がいの区分が左記の項目に該当する方
3. 戦傷病者手帳の交付を受けている方

障がいの区分		障がいの程度
視覚障害		1級～4級
聴覚障害		2級・3級
平衡機能障害		3級・5級
音声機能障害		3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限ります。)
上肢不自由		1級～3級
下肢不自由		1級～6級
体幹不自由		1級～3級・5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢機能	1級～3級
	移動機能	1級～6級
心臓機能障害	1級・3級～4級	
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこう・直腸機能障害		
小腸機能障害		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～4級	
肝臓機能障害		

けている方

【初回申請に必要なもの】

- ・減免申請書
- ・自動車検査証(車検証)
- ・運転免許証(減免対象車両を運転する方のもの)
- ・身体障害者手帳等(自身が交付を受けているすべての手帳)
- ・通院・通学・通所等証明書(軽自動車の所有者と運転者が異なる場合)

【前年度減免を受けている方】

現況届出書を送付しますの
 で、必要事項を記入のうえ、
 返送してください。

【申請期限】

納税通知書が手元に届いて
 から納期限(5月末日)までに
 申請をしてください。

※納期限後の申請は受け付け
 できません。

【申請先】

- ・財務課資産税係
- ・熊石総合支所地域振興課
- ・落部支所

【問い合わせ先】

財務課資産税係
 ☎0137-62-2114

軽自動車の登録事項に関する手続きについて

所有者等の変更、廃車(破棄、譲渡、転出など)の手続きが行われていない軽自動車は、引き続き賦課期日である4月1日の登録に基づき軽自動車税(種別割)が課税されます。

また、納税通知書を滞りなく受け取るために登録事項(住所、氏名、定置場など)に変更があった場合は、すみやかに変更の手続きをしてください。

【軽自動車税の対象となる車両】

軽四輪車、二輪の小型自動車、軽二輪自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車など

【注意事項】

八雲町ナンバーの原動機付自転車および小型特殊自動車は、登録の一時抹消について道路運送車両法に定められていないため、一時的に利用しないという理由での廃車手続きはできません。

【手続き・問い合わせ先】

- ・軽四輪車
- ・軽自動車検査協会

函館事務所
 ☎050-3816-1764



・二輪の小型自動車、軽二輪自動車など

函館運輸支局

☎050-5540-2002

・原動機付自転車、小型特殊自動車など

財務課資産税係

☎0137-62-2114

熊石総合支所地域振興課

☎01398-2-3111

落部支所

☎0137-67-2231

司法書士・行政書士
やまびこ事務所
 ●相続・遺言など 夜間・休日対応・出張もOK
お困りのことはありませんか? 初回相談無料
0137-63-2917
 司法書士・行政書士 青沼千鶴 [行政相談委員]
 八雲町本町87番地2F(ふたばさん2階)

広告